# 豊田市○○センターの管理運営等に関する年度協定書(公募標準モデル)

豊田市(以下「甲」という。)と〇〇法人〇〇(以下「乙」という。)は、甲乙間において締結した豊田市〇〇センター(以下「当該施設」という。)の管理運営等に関する基本協定(以下「基本協定書」という。)に基づき、令和〇〇年度における協定(以下「年度協定」という。)を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この年度協定は、当該施設の管理運営等に関する業務に係る対価(以下「指定管理料」という。)等について定めることを目的とする。

## (年度協定の期間)

第2条 この年度協定の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

#### (指定管理料)

- 第3条 甲が乙に支払う令和〇〇年度の指定管理料は、金 円(うち、消費税及び 地方消費税の額 金 円)とする。
- 2 甲は、前項の指定管理料を前金払いで次のとおり年4回に分割して支払うものとする。

第○期分(○月)	金	円
第○期分(○月)	金	円
第○期分(○月)	金	円
第○期分(○月)	金	円

3 甲は、乙からの請求書を受理した日から 3 0 日以内に、前項に規定する金額を乙に支払うものとする。

#### (指定経費の精算)

第4条 前条の指定管理料に含まれる修繕料及び利用料金減免補填金(以下「指定経費」 という。)は、以下の金額とする。

修繕料	金	円(消費税及び地方消費税を含む。)
利用料金減免補填金	金	円 (消費税及び地方消費税を含む。)

2 指定経費に剰余金が生じた場合は、甲が指示する方法によって、令和〇〇年度決算終 了後速やかに甲に返還するものとし、指定経費が不足する場合には甲が当該不足分を補 填するものとする。

#### (利用料金制)

- 第5条 令和〇〇年4月以降における当該施設の利用に係る利用料金は、乙が利用者から 直接徴収するものとする。
- 2 乙が利用者から当該利用料金を徴収する以前に、利用者から利用申請の取り消しの申

し出があった場合には、乙は当該利用料金を徴収しないものとする。

(事業計画)

第6条 令和〇〇年度の業務内容に関することは、別記1「令和〇〇年度事業計画書」に 定めるとおりとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項で必要がある場合及びこの協定について疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自1 通を保有するものとする。

## 令和○○年○○月○○日

甲 豊田市西町3丁目60番地豊田市代表者 豊田市長 ○ ○ ○ □ 印

乙 (所在地) (団体名) (代表者) 印

# 令和○○年度事業計画書

※ 乙が作成する事業計画書(収支計画書を含む。)を添付